

各 都 道 府 県 知 事 殿

文部科学省初等中等教育局長
伯 井 美 徳

高等学校における産業教育に関する施設・設備の基準面積・基準金額の算定等の一部改正について（通知）

このたび、平成 2 5 年 4 月 1 日付け 2 5 文科初第 2 5 0 号「高等学校における産業教育に関する施設・設備の基準面積・基準金額の算定等について」を改正しましたので通知します。

主な改正内容は以下のとおりです。

については、下記事項に留意の上、域内の所轄の高等学校を設置する学校法人に周知方お取り計らい願います。

記

- 「1 基準面積・金額の算定」の本文中「「情報システム実習」及び「情報コンテンツ実習」」を「「情報実習」」に改める。
- 「別表 2 単位数補正係数一覧」のうち「保育・福祉に関する科目群」に属する開設単位数に応じて定める「算出数による増減係数(%)」を次のとおりに改める。

科 目 群	算出数による増減係数 (%)			
	2 5	5 0	1 0 0	1 5 0
保 育 ・ 福 祉に関する科目群	1 ~ 3	4 ~ 12	13 ~ 35	36 ~